

1 W T O 政府調達協定（資料Ⅱ－１、資料Ⅱ－２）

W T O の「政府調達に関する協定」（Agreement on Government Procurement：略称 G P A）は、平成 7 年 1 月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（W T O 協定）」の附属書四に含まれる複数国間貿易協定と呼ばれる協定のうちの一つである。複数国間貿易協定は、W T O 協定の一括受諾の対象とはされておらず、別個に受諾を行った W T O 加盟国のみがこれに拘束される。締約国は令和 5 年 10 月 30 日に北マケドニアが加入した結果、令和 6 年 3 月現在、49 の国・地域（注）である。

（注）W T O 政府調達協定の締約国（令和 6 年 3 月 31 日現在）

日本、アルメニア、オーストラリア、カナダ、欧州連合（E U）及び加盟国（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン）、香港、アイスランド、イスラエル、大韓民国、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、蘭領アルバ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、シンガポール、スイス、台湾、ウクライナ、英国、米国

政府調達における他の締約国の産品及び供給者に対する内国民待遇の原則並びに入札の手續等について定める政府調達協定に関する交渉は昭和 51 年から開始され、最初の協定（旧政府調達協定（昭和 55 年条約第 14 号）（以下「旧協定」という。）は昭和 56 年に発効した。その後、協定の適用範囲を広げるべく締約国が交渉を重ね、昭和 63 年に旧協定が改正され、平成 8 年に W T O 政府調達協定（平成 7 年条約第 23 号）（以下「1994 年協定」という。）が発効した。

1994 年協定は、適用を受ける機関を中央政府機関から地方政府機関及び付表に掲げるその他機関（独立行政法人等）に拡大し、またこれらの機関による特定のサービスの調達も適用範囲に含まれることとなった。さらに、締約国は供給者が関心を有する調達に係る協定違反の疑いについて苦情を申し立てることができる手續を定めること及び紛争解決手續として W T O 協定の紛争解決了解を用いることとされた。

平成 9 年からは、1994 年協定の適用範囲を更に拡大するため W T O 政府調達委員会において議論が開始された。締約国間の交渉の結果、協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の協定加入に対する特別な取扱い、電子的手段の活用による調

達手続の簡素化、協定適用範囲の修正通報及び異議申立てに関する問題の円滑な解決のための規定を将来導入すること等について合意され、平成 24 年 3 月に「政府調達に関する協定を改正する議定書」が作成された。

右議定書は、平成 26 年 4 月 6 日に発効し、我が国については、同月 16 日に同議定書が発効した。なお、同日から同議定書を受諾済みの締約国との間で改正後の協定が適用されていたが、スイスの改正議定書受諾により、令和 3 年 1 月 1 日以降、すべての締約国間で改正協定（現在の W T O 政府調達協定）が適用されることとなった。

2 経済連携協定の関連規定

現在までに日本が署名・締結した経済連携協定（E P A）の多くでは、政府調達に関して独立の章を設け、関連の規定を定めてきている。W T O政府調達協定の締約国は我が国を含む先進国を中心とした 49 の国・地域にとどまっており、E P Aにおいて政府調達についての規定を置くことは相手国がW T O政府調達協定の締約国でない場合に特に意義があるほか、相手国がW T O政府調達協定の締約国である場合でも、対象基準額の引下げや対象機関の拡大等によって規律を強化できる等の意義がある。これまでに発効したE P Aのうち、政府調達章を含むものは次のとおりである（なお、以下における二国間の協定の締約国のうち、現時点でW T O政府調達協定の締約国ではない国は、メキシコ、チリ、フィリピン、ペルー、タイ、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、インド及びモンゴル）。

(1) 日・シンガポール新時代経済連携協定

平成 14 年 11 月に発効した本協定は、我が国にとっては初めてのE P Aである。シンガポールはW T O政府調達協定の締約国であるが、本協定においては、物品とサービスの政府調達分野についてW T O政府調達協定上の義務を上回る内容の措置をとることが盛り込まれている。具体的には、両国は対象基準額を 13 万 S D R から 10 万 S D R に引き下げ、相手国の供給者に対して入札の機会を拡大することを約束している。

(2) 日・メキシコ経済連携協定

本協定は平成 17 年 4 月に発効した。

本協定においては、両国がこの協定の適用を受ける政府調達について、相手国の物品及びサービス並びにそれらを提供する者に対し、自国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇（内国民待遇）を与えることや、落札後の情報公開や苦情申立ての手續等を約束している。

過去には、自由貿易協定（F T A）未締結を理由に日本企業がメキシコの政府調達から排除される事例があったが（メキシコはW T O政府調達協定未締結）、本協定の発効により日本企業も内国民待遇を享受することとなった。

(3) 日・チリ経済連携協定

本協定は平成 19 年 9 月に発効した。

チリはWTO政府調達協定の締約国ではないが、我が国とチリの両国は、本協定により、内国民待遇、無差別待遇その他詳細な調達手続のほか、落札後の情報公開や苦情申立ての手続等について相互に約束した。また、本協定では、政府調達に関する小委員会の設置が規定されている。

(4) 日・フィリピン経済連携協定

本協定は平成 20 年 12 月に発効した。

フィリピンはWTO政府調達協定の締約国ではないが、我が国とフィリピンの両国は、一方の締約国が政府調達に関する措置についての有利な待遇を第三国に与える場合には、他方の締約国に対して同様の待遇を付与するための交渉の機会を与えることや、政府調達に関する小委員会を設置することについて相互に約束した。また、本協定の発効後遅くとも五年以内にそれぞれの政府調達市場の自由化を目的として、交渉を行うことが規定されている。

(5) 日・ペルー経済連携協定

本協定は平成 24 年 3 月に発効した。

ペルーはWTO政府調達協定の締約国ではないが、本協定は両締約国の政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、苦情申立ての手続、透明性の確保等について定めている。

(6) 日・オーストラリア経済連携協定

本協定は平成 27 年 1 月に発効した。

本協定は両締約国の政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等について定めている。

(7) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

本協定は平成 30 年 12 月に発効した（令和 6 年 3 月 31 日現在で効力を生じている国

は、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア及びチリ）。

本協定においては、この協定の適用を受ける政府調達について、相手国の物品及びサービス並びにそれらを提供する者に対し、公開入札を原則とすること、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲の拡大に関する交渉等について定めている。

マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定の締約国ではなく、日本との二国間EPAにおいても、WTO政府調達協定と同水準の規定は置かれていないが、これら三か国との間では、本協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。

(注) CPTPPの参加国

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、英国の12か国

(8) 日EU経済連携協定

本協定は平成31年2月に発効した。

日本、EUともにWTO政府調達協定の締約国・地域であることから、同協定でそれぞれが約束している調達機関や物品・サービスを基本とし、日EU供給者の政府調達市場への参加を促進するため、双方が市場アクセスの改善を実現した。政府調達に関する規律についても、調達計画又は調達予定の公示を無償で直接閲覧できるインターネット上のシングル・アクセス・ポイントの設置等、WTO政府調達協定の規律に加えてより高い規律を定めている。

(9) 日英包括的経済連携協定

本協定は、EUを離脱した英国との、日EU経済連携協定に代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定するもので、令和3年1月に発効した。

WTO政府調達協定を本協定に組み込んだ上で、入札における無差別原則を再確認するとともに、入札の手続、調達手続における透明性・公平性を確保するためのメカニズム、適用範囲の修正・訂正等について規定している。

(10) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

本協定は、令和4年1月に発効した。本協定の適用対象を中央政府機関が行う政府調達に関する法令及び手続きとし、関連法令及び手続きの透明性、締約国の協力促進、本章の規定を将来改善することを目的とした見直し等について定めている。

(11) その他

日・タイ経済連携協定（平成19年11月発効）及び日・インドネシア経済連携協定（平成20年7月発効）は、政府調達の手続自体について約束するものではないが、政府調達章を設け、政府調達に関する情報の交換や政府調達に関する小委員会の設置を規定している。

日・スイス経済連携協定（平成21年9月発効）は、WTO政府調達協定上の両国の権利及び義務を再確認するとともに、両国間の連絡を円滑にするため、照会所を設置することや、追加的な交渉についても規定している。

日・ブルネイ経済連携協定（平成20年7月発効）及び日・ベトナム経済連携協定（平成21年10月発効）では、ビジネス環境の整備章の中に政府調達に関する規定を設けている。

日・インド経済連携協定（平成23年8月発効）は、政府調達章を設け、透明性の確保及び情報交換について定めるとともに、締約国に対し第三国と比べ不利とならない待遇を与えること等を規定している。

日・モンゴル経済連携協定（平成28年6月発効）の政府調達章は、政府調達に関する情報の交換、小委員会の設置、政府調達に関する措置について有利な待遇を第三国に与えた場合に同様の待遇を付与する交渉機会の提供、モンゴルのWTOでの政府調達協定加入意思表明時の本章見直し交渉開始等について規定している。

3 政府調達に関する自主的措置

(1) 政府調達セミナーの開催

「政府調達に関するアクション・プログラム」及び「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」並びにこれらの文書を引き継ぐ「政府調達手続に関する運用指針等について」に基づき、外務省は毎年、政府調達セミナーを開催している。

政府調達に関する自主的措置では、外務省以外の各省庁等においても必要に応じ政府調達に関するセミナーを開催することとされている。2023 年における開催状況は次のとおりである。

表Ⅱ－１ 各省庁等における政府調達セミナー等の開催状況（2023 年）

調 達 機 関	開 催 日	調 達 分 野
国土交通省	令和5年5月12日	政府調達セミナー、政府調達年次会合（電・コ）
国家公安委員会（警察庁）	令和5年6月17日～30日	政府調達セミナー、政府調達年次会合（電・コ）
文部科学省	令和5年6月27日	政府調達セミナー、政府調達年次会合（電・医）
厚生労働省	令和5年6月27日	政府調達セミナー、政府調達年次会合（医・コ）

(2) 自主的レビュー等会議の開催

「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置について」及び「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置について」並びにこれらの文書を引き継ぐ「政府調達手続に関する運用指針等について」においては、政府調達に関する自主的措置のレビュー及びフォローアップを実施することとされている。また、レビューの際には内外の供給者（企業・団体）から意見・要望の聴取を行うこととされている。これらに基づき、自主的レビュー等会議（各省庁等の会計課長相当職で構成）では、毎年、自主的措置のレビュー及びフォローアップを行っている。

また、自主的措置の実施状況及び活用状況について供給者から意見を聴取するため、質問票による調査（クエスチョネア調査）を実施しており、平成 13 年度から、上記調査を通じて寄せられた意見・要望のうち、①多数寄せられたもの、②措置の改善のために重要であるもの及び③広く世の中に周知することが適当なものについて、回答とともに内閣官房ホームページに掲載することとしている（資料Ⅱ－3）。